

番 号 : 180426

国 名 : キルギス共和国

担当部署 : 東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課

件 名 : 保健セクター情報収集・確認調査（非感染性疾患対策）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 非感染性疾患対策
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2019年1月上旬から2019年2月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 1M/M、合計 1.5M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
 5日 30日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月5日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018 年 12 月 20 日 (木) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	非感染性疾患対策に係る各種業務
対象国／類似地域：	キルギス共和国／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

キルギス共和国（以下、キルギス）は、人口 620 万人（2017 年）を擁する一人当たり国民総所得（GNI）1,130 米ドル（世銀 2017 年）の低所得国である。旧ソ連時代には、社会主義の下で一定水準の保健サービスを提供していたが、独立に伴い保健分野に係る予算が不足し、質・量ともにサービスの低下を招いた。その後、多数のドナーが母子保健分野を中心に支援を行った結果、乳児死亡率や 5 歳未満児死亡率は大幅に改善し、また、GDP に占める保健分野の総支出は 2000 年の 4.4% から、2014 年には 8.2% まで着実に増加している（Health Nutrition and Population Statistics）。しかしながら、引き続き医療人材の流出（特に地方部における人材不足）が深刻であると共に、近年は死因の 80% を非感染性疾患（糖尿病や循環器疾患等）が占めており、対策が求められている。

保健分野におけるキルギス政府の政策枠組みとしては、2012 年～2018 年の国家保健プログラム「Den Sooluk」を実施中であり、セクターワイド・アプローチに沿って、循環器疾患、母子保健、結核や HIV への対策を最優先分野とし、マルチ・二国間ドナーの支援を受けつつ改革を行っている。また、現在、世界保健機関（World Health Organization: WHO）の支援の下、次期国家保健プログラムの制定作業を行っており、2018 年中に政府承認される見込みである。

JICA は過去にベーシック・ヒューマン・ニーズ(Basic Human Needs)への支援を重点分野とし、キルギスの保健セクターに対し、小児、母子保健、地方医療における医療機材整備を目的とした無償資金協力及びそのフォローアップを実施してきたが、近年は「農業・ビジネス振興」や「運輸インフラ整備」を重点分野として協力を実施しており、保健セクターへの協力は実施していない。他方、2019 年度に予定される日本政府の国別開発協力方針の改訂に合わせ、本年度、JICA 国別分析ペーパーの改訂を行う予定であり、キルギス政府から協力を強く求められていること（2018 年 6 月の JICA 理事長訪問時に大統領から、保健財政や病院経営を含む保健医療システム改善にかかる要請があった）や上述した課題が多々あること等を踏まえ、新たな協力分野として同セクターを追加することを検討中である。

このため、本年 9 月に、今後の同セクターへの協力可能性について確認するべく、JICA 国際協力専門員（保健分野）による予備調査を行った結果、非感染性疾患対策、医療施設・機材整備、病院管理の分野で協力の優位性が高い点が判明している。そのうち、非感染性疾患対策については、WHO による非感染性疾患対策 PEN（Package of Essential Non-communicable disease）のパイロットプロジェクトが行われているほか、健康教育・コミュニティによる啓発活動も行われており、制定中の次期国家保健プログラムにおいても大きな課題として位置付けられているものの、こうした健康教育・啓発活動の内容の精査や有効性確認の必要性等が指摘されている。

上記状況を踏まえ、本調査は、キルギス保健セクターにおける非感染性疾患対策

に関する現状・課題・ニーズ等の基礎情報の収集・分析及び今後の当該分野における日本による協力可能性の提案を目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、JICA東・中央アジア部およびキルギス事務所担当職員等と協議・調整しつつ、キルギスにおける非感染性疾患対策に係る以下の調査を行う。なお、本業務とは別に、「医療機材・病院管理」分野の調査団員を派遣予定であり、同団員と協力しつつ現地業務を行うと共に、同団員の業務に有用とみなされる情報等については積極的に共有すること。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2019年1月上旬～中旬）

- ①キルギスの保健セクター、特に非感染性疾患対策に関する国家政策・財政、他ドナーの動きに関する動向の情報・データを整理・分析・検討する。
- ②現地調査項目を整理し、現地調査における対処方針（案）及び本業務に係るワークプラン（案）を作成する。
- ③対処方針会議等の関連する各種事前会議に参加する。
- ④調査報告書（案）の目次構成を整理する。

(2) 現地業務期間（2019年1月中旬～2月中旬）

- ① JICA キルギス事務所との打ち合わせを行う。
- ② キルギス保健省に対して、ワークプランを基に、本調査の趣旨を説明する。
- ③ 保健省を訪問し、下記の情報を収集・レビューする
 - (ア)担当業務分野に関する現在の国家保健プログラム「Den Sooluk」の現状・課題及び、現在策定中の後継プログラムにおける非感染性疾患対策の目標
 - (イ)循環器疾患・がん・糖尿病・呼吸器疾患等の非感染症に対する計画の有無、その現状、課題（財政面を含む）
 - (ウ)現在の非感染症の予防対策に関する現状・問題点、啓発活動等の実施状況
 - (エ)現在の非感染症の治療現場に関する現状・問題点
 - (オ)地方における相違点・問題点（地方政府と中央政府の役割分担を含む）
- ④ 非感染性疾患対策を支援している他ドナーに現状を聴取する。特に、今後5年間（2018年～2023年頃まで）の支援分野や投入予定金額等、可能な限り動向を把握するよう努める。
- ⑤ 上記③、④を踏まえ、首都・地方の病院（首都3か所、キルギス北部2州、キルギス南部2州が目安）を視察し、現状を分析する。その際地方の一次・二次レベルの医療施設の状況を詳細に調査し、国内における地域間格差についても考慮すること。
- ⑥ 上記①～⑤の調査結果を踏まえて、現地業務結果報告書の作成を行う。なお、本報告書の作成に当たっては、各ドナーとキルギス政府が実施中／予定の関連プロジェクト等についても記載すること。また、非感染性疾患対策分野における今後の日本による協力可能性（具体的に想定される支援案）についても提案すること。

- ⑦ 現地業務結果報告書について JICA キルギス事務所やキルギス保健省に対して説明を行う。

(3) 帰国後整理及び業務完了報告書作成・提出 (2019年2月中旬～下旬)

- ① 現地調査結果を踏まえ、業務完了報告書(案)を作成し、JICAに提出する。
- ② 業務完了報告書(案)をもとに、今後の協力の方向性について、JICA関係部署との協議に参加し、意見交換を行う。
- ③ 上記②の結果を踏まえ、業務完了報告書(案)を再修正し、JICAの確認を経た上で最終化し、提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン(和文、英文、それぞれ電子データのみ)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために、現地業務期間開始までに作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(和文、英文、それぞれ電子データのみ)
現地業務期間終了時に、現地関係者に現地業務の結果(業務の具体的内容及びそれぞれの達成状況)を共有するためのもの。
- (3) 業務完了報告書(和文2部、英文2部、簡易製本版及び電子データ)
本調査の完了を確認するためのもの。記載項目(案)は以下のとおり。
 - (ア) 業務の具体的内容及びそれぞれの達成状況
 - (イ) キルギス共和国における非感染性疾患対策に関する現状
 - (ウ) 各ドナーによる支援状況・課題と今後の計画
 - (エ) (ア)～(ウ)を踏まえ、JICA支援の優位性のある協力案の提案
 - (オ) 今後対応すべき追加調査項目(あれば)
 - (カ) その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積を計上して下さい)。
航空賃については、成田(日本)ーモスクワ(ロシア)ービシュケク(キルギス)を標準経路とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2019年1月14日～2月12日を予定していますが、1月上旬～2月下旬の間で変更の可能性があります。またほかのコンサルタント団員

(医療機材・病院管理)が、同時に現地調査を開始する予定です。

②現地での業務体制

本業務に関する調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 非感染性疾患対策 (本コンサルタント)
- イ) 医療機材・病院管理 (コンサルタント・別公示)

③便宜供与内容

JICAキルギス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配
あり
- ウ) 車両借上げ
移動車両の手配
- エ) 通訳備上
通訳 (ロシア語・英語) の提供
- オ) 資料翻訳手配
現地で入手した資料の英語への翻訳手配
- カ) 現地日程のアレンジ
アレンジの支援を行います
- キ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が以下のウェブサイトで公開されています。

- ・ World Health Organization Kyrgyzstan
<http://www.who.int/countries/kgz/en/>
- ・ 2013~2017年間国家持続可能発展戦略
http://www.un-page.org/files/public/kyrgyz_national_sustainable_development_strategy.pdf
- ・ 2018~2022年間開発プログラム「統一・信頼・創設」
http://www.un-page.org/files/public/the_development_program_of_the_kyrgyz_republic_for_the_period_2018-2022.pdf

② 本業務に関連する資料 (国際協力専門員の予備調査結果報告書、キルギス事務所作成のキルギス保健セクター概況資料) を東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課 (TEL: 03-5226-6691) にて配布します。

③ 本契約に関する以下の資料を調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文 : 以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAキルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上